

都川流域懇談会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、都川流域懇談会(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16条の2の趣旨に基づき、地域の意見を反映した都川河川整備計画を策定・変更または当該計画に基づく河川事業を適正に評価(以下、「計画の策定等」という。)するにあたり、学識経験者、流域の地域住民、地元自治体が一同に会して、情報共有、意見交換を行い、計画の策定等に資することを目的とする。

(懇談会及び座長の職務)

第3条 懇談会は、別表1に掲げる学識経験者、地元代表者、流域内自治体から構成される委員をもって組織する。

- 2 懇談会は、第1項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聴くことができる。
- 3 委員は、千葉県知事が委嘱する。
- 4 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。
- 5 座長は、懇談会を代表し会務を総括する。
- 6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。
- 7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

なお、異動および役員の変更に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(懇談会の招集)

第4条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉地域整備センター所長が招集する。

(幹事会)

第5条 懇談会の円滑な運営を図るため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局を千葉県千葉地域整備センターに置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は懇談会が定める。

(附則)

この規約は、平成15年1月29日から施行する。

この規約は、平成15年11月14日から施行する。

この規約は、平成16年3月12日から施行する。

この規約は、平成21年3月18日から施行する。

(別表1)

都川流域懇談会 委員名簿

(敬称略、順不同)

職	氏名	分類	備考
座長	高橋 彌	学識経験者(河川・環境)	元千葉工業大学教授
委員	中村俊彦	学識経験者(環境)	千葉県立中央博物館 副館長(兼)生態・環境研究部長
〃	田中正彦	学識経験者(環境)	千葉県立犢橋高校教諭
〃	小倉久子	学識経験者(環境水質)	千葉県環境研究センター 水質環境研究室長
〃	小川カホル	学識経験者(環境教育)	千葉県環境研究センター 主席研究員
〃	川戸 彰	学識経験者(文化財)	元千葉市立博物館協議会委員 (現市原市文化財審議会会長)
〃	立石弘之	学識経験者(農業水利)	千葉市都川上流土地改良区 副理事長
〃	武部 功	地元NPO等活動団体	NPO法人 都川の環境を考える会 理事長
〃	森谷哲夫	地元NPO等活動団体	坂月川愛好会代表
〃	花澤 一男	地元代表(中央区)	
〃	森谷信成	地元営農(若葉区)	
〃	山下正信	地元営農(緑区)	
〃	長島繁正	地元代表(中央区)	
〃	田名昭一	地元代表(中央区)	
〃	湯浅 一	地元代表(若葉区)	
〃	高橋照男	地元代表(緑区)	
〃	土屋 潔		千葉市下水道局建設部長
事務局	千葉県千葉地域整備センター		

(別表2)

都川流域懇談会・幹事会名簿(平成20年度)

(敬称略、順不同)

職	所属	課	役職	氏名
幹事長	千葉地域整備センター		次長	重原 俊朗
幹 事	河川環境課	河川環境室	室長	岩井 昭則
〃	河川整備課	河川整備室	室長	山崎 考一
〃	千葉地域整備センター		次長	行木喜代司
〃	千葉地域整備センター	調整課	課長	中山 栄治
〃	千葉地域整備センター	建設課	課長	横田 範雄
〃	千葉市	下水道局建設部 都市河川課	課長	梅沢 治
〃	千葉市	下水道局建設部 下水道計画課	課長	高橋 澄夫
〃	千葉市	都市局公園緑地部 公園建設課	課長	田辺以久雄
〃	千葉市	環境局環境保全部 環境保全推進課	課長	石川 宜尚
〃	千葉市	経済農政局農政部 農業環境整備課	課長	高瀬 公治
事務局	千葉県千葉地域整備センター			